

西川町立病院改革評価委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 西川町立病院経営強化プラン（以下「強化プラン」という。）に基づき、強化プランの実効性を高めるための点検、評価を行う組織として西川町立病院改革評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議または審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 強化プランにおいて設定した経営指標の評価に関すること。
- (2) 強化プランの改訂の可否に関すること。
- (3) その他、強化プランに関すること。

（組織）

第3条 委員会は、8名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 町総合政策審議会委員
- (3) その他、町長が必要と認める者

3 委員会には、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、7月及び11月の年2回開催とするほか、必要に応じて委員長が招集する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は原則公開とするが、委員長の判断により非公開とすることもできる。

（報償費）

第7条 委員の報償費は、日額7,000円とする。

(意見聴取等)

第8条 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、西川町立病院事務係において処理する。

(その他)

第10条 この要綱にさだめるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。